

利 用 料 金 表
(令和 7 年 3 月 1 日現在)

【介護保険の法定利用料および利用者負担】
※サービス単価（仙台市地域単価）：10.42 円

1. 保健師、看護師による訪問

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（Ⅰ）	利用者負担金 （1 割）	利用者負担金 （2 割）	利用者負担金 （3 割）
20分未満（要介護）	314単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6 単位 /回	383円	765円	1148円
30分未満（要介護）	471単位			571円	1,142円	1,713円
30分から1時間未満 （要介護）	823単位			992円	1,984円	2,976円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1,128単位			1,358円	2,716円	4,074円
20分未満（要支援）	303単位			369円	738円	1,107円
30分未満（要支援）	451単位			547円	1,094円	1,641円
30分から1時間未満 （要支援）	794単位			958円	1,915円	2,873円
1時間以上1時間半未満 （要支援）	1,090単位			1,313円	2,626円	3,939円

2. 准看護師による訪問

保健師、看護師による訪問の所定点数の 90%で算定となります。

※定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携して訪問看護を行う場合
（2,961 単位）

要介護 5 である利用者に対して訪問看護を行った場合は、800 単位/月を加算。

准看護師による訪問が 1 回でもある場合は、所定点数の 98%を算定。

※早朝・夜間・深夜の訪問看護

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は上記表より 25%増となります

深夜（22時～6時）は上記表より 50%増となります

3. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

※1 回 20 分とし、1 週間に 6 回を限度とします。

（要介護）3 回以上は所定単位数の 90/100

（要支援）3 回以上は所定単位数の 50/100

利用開始の属する月から 12 月を超えて訪問する場合は、一回につき 5 単位を減算。介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は更に 15 単位を減算

※提供状況に応じて診療報酬で定める減算等を行った請求をさせていただきます。

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（Ⅰ）	利用者負担金 （1 割）	利用者負担金 （2 割）	利用者負担金 （3 割）
1 回（要介護）	294単位	基本サー ビス	6 単位 /回	359円	717円	1,076円
2 回（要介護）	588単位			711円	1,422円	2,133円
3 回（要介護）	795単位			959円	1,918円	2,876円



1回（要支援）	284単位	ス費の 15% (1回ごと)		347円	694円	1,041円
2回（要支援）	568単位			687円	1,374円	2,060円
3回（要支援）	426単位			517円	1,034円	1,551円

4. 加算料金

項 目	単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回）	600単位	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（月1回）	574単位	599円	1,197円	1,795円
※1				
特別管理加算（Ⅰ）（月1回） ※2	500単位	521円	1,042円	1,563円
Ⅱ（Ⅱ）	250単位	261円	521円	782円
長時間訪問看護加算 ※3	300単位	313円	626円	938円
ターミナルケア加算（適応時） ※4	2,500単位	2,605円	5,210円	7,815円
看護体制強化加算（Ⅰ）（月1回） ※5	550単位	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化加算（Ⅱ）（月1回） ※5	200単位	209円	417円	626円
初回加算（Ⅰ）（月1回）	350単位	365円	730円	1,095円
初回加算（Ⅱ）	300単位	313円	626円	938円
退院時共同指導加算（月1～2回）	600単位	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職連携強化加算 ※6	250単位	261円	521円	782円
専門管理加算（月1回）	250単位	261円	521円	782円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※7				
30分未満（1回につき）	254単位	265円	530円	794円
30分以上（1回につき）	402単位	419円	838円	1,257円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）				
30分未満（1回につき）	201単位	220円	419円	629円
30分以上（1回につき）	317単位	331円	661円	991円
口腔連携強化加算（月1回） ※8	50単位	53円	105円	157円

※1 緊急時訪問看護加算の同意を得た方の場合、臨時訪問時の要した時間に応じ、訪問看護料金の1割又は2割、3割負担が生じます。

※2 特別管理加算は、厚生労働大臣が定める状態にある者（医療機器等を使用する者等）として定められている利用者に行われる管理のことです。

①特別管理加算（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。

②特別管理加算（Ⅱ）在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。

また、特別管理加算、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※3 長時間：特別管理加算対象者へ1時間半以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

※4 ターミナルケア加算はご自宅で行われる終末期の看護のことです。

※5 看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、厚生労働省の基準に適した施設に対する加算です。

※6 訪問介護職員等のたんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、看護師が同行訪問、会議

に出席した場合。

- ※7 複数名訪問看護加算（Ⅰ）は2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合。
複数名方も看護加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合をいいます。
- ※8 口腔連携強化加算は口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び居宅介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

なお、この表に示していない項目については介護報酬に定める単位数、負担金計算式にそって請求致します。

【介護保険法定外の利用料】

- ①交通費：通常の訪問看護地域以外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。自動車を使用した訪問の場合、1km＝33円
- ②介護保険支給限度額を越えた訪問看護利用料は、10割負担となります。
- ③死亡時の看護：死亡時のご遺体のお世話等 11,000円

※ 訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1ヶ月～6ヶ月の有効期限とし『訪問看護指示書』が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。

（この料金表は、令和7年3月1日より、適用となります。）